

第20号議案

品川区子どもの未来応援基金条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区子どもの未来応援基金条例

(設置)

第1条 地域全体で子ども・若者および子育て世帯（以下「子ども等」という。）を支え、将来にわたり子ども等の幸福が持続する社会の実現を目指して行う事業に要する財源を確保するため、品川区子どもの未来応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 一般会計歳入歳出予算で定める額
- (2) 基金の目的のために寄付された寄付金の額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基

金の目的を達成するための経費に充当する。

(繰替運用)

第5条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 区長は、次に掲げる事業の財源に充当する場合に限り、基金の全部または一部を処分することができる。

(1) 品川区奨学金貸付条例（昭和61年品川区条例第13号）に基づく奨学金の貸付事業

(2) 前号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために区長が必要と認める事業

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項および第3項の規定は、令和7年8月1日から施行する。

(品川区奨学金貸付基金条例の廃止)

2 品川区奨学金貸付基金条例（昭和39年品川区条例第6号）は、廃止する。

(品川区奨学金貸付基金条例の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定による廃止前の品川区奨学金貸付基金条例第1条の規定により設置された基金に属していた現金は、この条例により設置された基金に属する現金とする。

(説明) 子どもの未来応援基金を設置する必要がある。